平成２３年（フ）第２２６号
金沢市金石北３丁目13番31号
債務者　越　　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
金沢市塚崎町へ４番地２
債務者　まっとうシールこと　松任　亮平
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
石川県河北郡津幡町字太田ム99番地４　フローラⅠ―102号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ364番地１
債務者　煎田恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
石川県かほく市七窪ヲ27番地24、従前の住所石川県かほく市七窪へ58番甲地
債務者　横川　拓也
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
山梨県甲斐市篠原3187番地３
債務者　川口　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢763番地３
債務者　川﨑美惠子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
山梨県中巨摩郡昭和町西条243番地３　サンシティ国母106号
債務者　望月　清人
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
長野県松本市波田5155番地１
債務者　川手　弘行
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７７号
岐阜市福光東２丁目７番17―602号　サンライズ88
債務者　野呂東洋医学総合施術所こと　野呂和友
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
岐阜県関市小瀬2739番地９　１Ｆ
債務者　瀬川　あや
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２２号
名古屋市西区枇杷島３丁目21番19号　タウン・コート東洋Ａ棟202号
債務者　下田　　進
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４５号
名古屋市中村区日ノ宮町４丁目88番地　ハイツアポロ201号
債務者　木村　益明
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５０号
名古屋市瑞穂区丸根町１丁目24番地の２　グリーンネストＢ棟201号
債務者　澤津橋一夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９号
愛知県豊田市丸山町４丁目３番地45　市営Ａ―205号、旧住所愛知県豊田市緑ケ丘２丁目28番地　豊和アパート202号
債務者　土屋　亜弥
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
三重県伊賀市長田2872番地の１　木根団地Ｔ11―５
債務者　村山マサヒデこと　ＭＵＲＡＹＡＭＡ　ＭＡＳＡＨＩＤＥ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１３６号
大津市大江六丁目22番27号、前住所京都府久世郡久御山町栄１丁目１番地115　２棟501号
債務者　小林　里香
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所民事部